

## これまでの主な構成員意見

(骨子案の構成に沿って、各回の意見を事務局の責任において取りまとめたもの)

### 1. 児童発達支援センターの在り方について 【骨子(案) 4 関係】

- 児童発達支援センターの地域における中核機能の在り方として、
  - ・ 高い専門性に基づく発達支援・家族支援機能
  - ・ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
  - ・ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
  - ・ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能を有することの重要性を中心に御意見が出された。
- また、障害種別によらない専門性発揮のため「医療型」「福祉型」の一元化の方向性について御意見が出された。等

#### (1) 児童発達支援センターの機能について<第1回意見>

- 機能としては発達支援、家族支援、地域支援が重要。
- 総合的なセンターとして市町村や障害保健福祉圏域において中核となるもの。地域の児童発達支援事業をサポートし、全体として地域の児童発達支援体制を構築し、その専門性を活かして、地域全体の底上げをしていく。
- 障害児である前に子どもであるという視点で、専門性の高いトータルな子育て支援の場という位置づけが大事。
- 障害児の通所支援事業所に対する、技術的な助言等や対応困難事例の提示を積極的に実施することを明確にする。
- 児童発達支援センターの機能にある相談支援の役割を検討することも重要。
- 委託相談の障害児の部分は児童発達支援センターが、積極的に対応できる仕組みが重要ではないか。
- 児童発達支援センターが単独型短期入所の機能を併せ持つことに期待する、
- センター機能としてインクルージョンに向けた支援の旗振り役を役割として明確にするべきではないか。
- センターは0歳～18歳まで対象のため、思春期対応の窓口を担うなど、地域の放課後等デイサービスに通う困難を抱えた子ども達を支えるバックアップの役割もあるのではないか。
- 出生前診断との関連から、障害のある子とわかった時に、家族への心理支援、ピアサポートなどを行うことが出来るのでは。
- 全ての障害児を受け入れるとするなら、専門職を基準人員に配置する必要がある。
- 機能に必要とされる人材について、資格と人材養成のための研修制度を整えていく必要がある。
- 人材育成を基本的な業務として位置づけ、その人的な配置も基準に入れるのはどうか。

## (2) 児童発達支援センターの福祉型と医療型の分類について<第1回意見>

- 障害によって分断されている医療型と福祉型を一元化し、地域全体で幼稚園、保育所とのつながりもつくれる一元化の在り方が今後求められるのではないかと。
- 医療と保育あるいは専門領域を一体的にするために、一元化ということも検討する必要がある。

## 2. 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方について

- 障害児通所支援の質の確保・向上が重要な課題であり、ガイドラインで示している重要部分について、制度上に位置付けなおす必要性の御意見が出された。
- 総合的な支援と、スポット的な支援について、その役割・機能の違いから評価を分け、支援時間の長短に応じた手間を適切に評価していく方向性の御意見が出された。
- 学習塾様の学習支援のみとなっている、ピアノや絵画等習い事のような支援となっている等の事例の障害児通所支援としての妥当性について御意見が出された。
- 地域の中で個々の事業所により非連続に様々な支援が行われている点について、児童発達支援センターや相談支援によるマネジメント・コーディネートの重要性の御意見が出された。
- 地域や外部の目を入れた評価の重要性について御意見が出された。
- 障害児施策と一般施策との連携、障害児通所支援から一般施策側へのアウトリーチ、インクルージョンの推進の役割の重要性について御意見が出された。
- 放課後等デイサービスの対象については、進学先にかかわらず個々の障害児の状態等のアセスメントの上で必要性を客観的に利用を判断していく方向性の御意見が出された。等

## (1) 児童発達支援事業の役割・機能について

### <第2回意見>

- 量的拡大から質的な向上が課題。本来であれば、スポット的な支援、生活全般の支援を含めて積極的にどう位置づけるかが問われており、頑健な定義わけをしながらも現場の負担にならないような、整理とすることが課題。
- 短時間で塾のようなところから、ガイドラインに沿ったトータルな発達支援をしているところと同じ報酬というのは変ではないか。
- 相応しくない事例の中で②(学習塾的な支援)、③(習い事と変わらない支援)が問

題と感じる。この内容はカルチャーセンターや塾であるべき。障害児専用の塾やスポーツクラブを作ることが、この制度を作った趣旨ではないと理解している。

- ガイドラインに沿って開設前説明会を開いているが、理解が進み専門性をもったものをやる事が出来るかというところはならない。指定申請の中で、基準を満たせば指定せざるを得ない現状。法律等に位置づけることで、一步進んだ権限で指定ができると、もう少し専門性を持ったものが出来るのではないか。
- 児童福祉法に記載されている、「適応訓練、指導」等の文言が時代にあっていないのではないか。
- 医師の意見書を事業所のニーズに合わせて書くよう要望する保護者もいる。子どもの障害に精通した医師からみて適切な療育につなげることが出来るような仕組みを作ってほしい。
- 支給決定は気づきの段階から使えるようになっていくことが大事で、医師に繋げるという連携が必要。医師の診断が絶対必要になるとハードルが高いと思う。
- 支援の職員体制に、教育、心理、ソーシャルワーカー等が反映されるような仕組みを作ってほしい。
- 保育士の存在は重要である。子どもを育てる専門家が保育士。障害に特化するだけでなく、子どもとしてどう育てていくかという役割を担っている。
- 児童発達支援で高校生が利用しているケースを、何らかの形で整理する必要があるのではないか。
- 小さなエリアの中で、非連続にそれぞれの支援が行われていて、地域のネットワークに入っていない。
- 長い歴史の背景で行けば、本人主体のオーダーメイドの暮らしの流れがあった。その後、量は拡大したが質的な向上には繋がっていない。質的・量的なハード、ソフト両面の見直しをするべき。
- 児童発達支援事業は地域支援機能が弱い。マネジメントはどこなのか、また、各主体が地域の中で、役割を自覚的に認識した上で、地域全体で一体的に進める風土をどう作るのか。制度的なインセンティブも含めて検討の余地がある。
- 子ども施策の一つとして、児童発達支援もやっていくのが良いと思う。
- 利用者数の増加の根本は、利用者負担の在り方があるのでは。世帯所得概ね850万までが月額上限4,600円、それを超えると一気に37,200円。利用者負担の段階をもう少し細分化がすることが必要。真に必要なサービス量と質の確保が図られるような仕組みづくりの検討が必要。
- 何よりも子どもを通じた連携が一番大事。困り感に答えられるような連携を丁寧にしていくことが一番大事。
- 児童発達支援事業所に通所している子ども達を、アウトリーチで連れていく役割が児童発達支援にあってもよいのではないか。  
子どものライフサイクルに沿っていくという計画を立てていく役割があるのではないか。
- 事業所と地域の社会資源をつなぐ人はどこなのかという問題の中で、事業所の指定基準等に地域との交流の強化を盛り込んでいく考え方もある。また、既にある相談の機能がコミット出来るかどうかも課題と感じている。
- 障害児支援制度と子ども子育て支援制度の繋がりが細いので太くしていくことも大事。
- ソーシャル・インクルージョンを権利条約に基づいて支援してほしい。

## <第5回意見>

- 今の矛盾は、児童発達支援事業でもセンターに準ずるような形で4時間以上、給食もあり、お昼寝もして、生活全体、お母さんの支援、家族支援もして、ソーシャルワ

クもして、児相との関係もしっかりしている児童発達支援事業と、幼稚園、保育所を主軸として、終わってから**1時間、2時間の事業所と報酬体系が同じだ**というのは、それも大事な役割だと思うが、**今後考えていかないといけない**と思う。

- 幼稚園、保育所を主軸としている事業所は、ぜひその先生たちが保育所等訪問支援で幼稚園、保育所の支援を充実させるという方向も大事かと思う。
- **スポット**というのは、**児童発達支援としてどのように考えたらよいか**。福祉サービスとして考えてよいのか。1時間30分やってお母さんと話してみたいな形は、クリニックのプログラムとしてはあると思うが、**児童発達支援、子供の発達を福祉的に保障すると考えたときにどうか**。これについても皆さんで議論していく必要があると思う。
- **居宅訪問型**、いわゆるアウトリーチ型を利用する子どもたちというのは、どうしても同年代の子どもとのつながりであるとか地域との関わりが、居宅訪問があるがゆえに制限されてしまう可能性が高い、**個人に特化した支援から地域へとどう広げていくか**というような視点を、目に見えるような形でしっかりと打ち出していく必要があるのではないかと思う。
- **スポット的に行う支援**というものをどうやって位置づけるかということについては、なかなか難しい点があるかと思う。もし支援時間の長短によって閾値を決めるとなってくると、その閾値の設定によって支援の内容ががらりと変わるということになってくる可能性もあり、なかなか制度設計が難しいような気もするし、**実際その地域や児童のニーズに合わせた形でそこは弾力的に運用する必要性もあるか**と思う。
- 親の自己実現ということを保障していくために、**子どもの総合的な生活支援が大事なのだ**という観点がとても重要かと思う。
- 子どもの自己実現みたいな考え方を入れてもよいと思う。自己実現と言っても、**今、その子がその子らしく過ごせているのか、内在的な価値の部分**を伸ばせているのかということの主軸にして考える。
- 子どものためにいろんなことをしてあげたいという思いの前に、御本人、**子どもの権利条約**、あるいは**障害者権利条約**、そして最近の虐待防止条例等々を踏まえた子ども中心の支援になっているのかどうかをチェックすることがまず大事なのではないかと思う。児童福祉法の中の必要な**訓練**というのが残っていて、**訓練**ということが本当に残っていてよいのかどうかと思う。
- **専門性の高い有効な支援**については児童発達支援として位置づけるべきであるという点で、例えば**理学療法士や言語聴覚士、医療的ケア児**においては、看護師等有資格者による支援は、本来の在り方に即した特別な支援だと考える。
- 児童発達支援と考えたときに、**訓練に来るという在り方と医療モデルとの関係**みたいなものも考えていかないといけないと思う。専門家による支援だけが児童発達支援なのか。保育士もやはり大切な子育て支援の専門家だと思うし、その辺をもう少し深く議論して**スポット**ということを考えていかないといけないと思う。
- **専門性の高い特別な支援を提供するためにコーディネート機能は必須**であり、相談支援専門員で対応できるのではないかと思う。セルフプランの課題を解消するためにも相談支援専門員を増やす仕組みづくりは必要で、それらを評価する報酬改定は今後必要であると考えます。

更に、**真に療育に必要なサービスに給付費が使われるよう、個別支援計画により具体的に必要な支援について記載**することを義務づけることも必要ではないか考える。

- **地域の中で選択肢は沢山あるが、それらが非連続に機能**していて、**混乱状態**になっている。地域に生まれ育っている子どもたちのニーズにそれらのサービス・機能がうまく収められていないという実態が現実。そのためその辺の**サービスをマネジメントする機能を一定の地域のエリアの中で確保**することが大事。地域の児童発達支援センターがその機能を十分位置づけられていなかったという意味で、しっかりと位置づけていくということが必要。

- サービスを使い分ける場合の本人のニーズ、あるいは家庭のニーズに対するアセスメントが十分できていない。センターが今、そういう機能がある程度持ちつつあるので、そこにそうした機能を必須機能として持たせ、権利と責任を持たせていくことが現実的に今の混乱状態を収束させる最短コースにあると思う。
- 児童発達支援センターが担うのかもしれないが、伴走型の支援が行われているのか。地域全体あるいは家庭の状況などを見越したソーシャルワークのような機能も必要になってくると思う。トータルに見られる視点が大事。
- 成人期における相談支援の三層構造みたいなものを児童の部分にも取り入れていくということはどうかと考える。
- 訪問リハは、1年に一度指示書を新たに書き、数ヶ月に一度報告書がくる。そこで実際にどんなことが行われているのか、その子の発達状況が把握できるようになっているので、現在、児発や放デイのものがセンターに集約されるような機能を持たせていただければ、評価もできるのではないかと思う。
- 児童発達支援を利用する前の段階では、市町村行政の関わりが極めて強いので、市町村行政が直接的に関わるということについては、ぜひ児童発達支援に関しては意識をしてほしい。
- 一般施策と障害児施策と分けるのではなく、子どもは同じだから、連続線上で放課後等デイサービス、児童発達支援センターが地域の中でどのような役割をするかというデザインを今回の通所検討会ではしっかり持っていく必要がある。
- 支援時間の長短については、特別な支援に限り短時間での提供を認め、総合的な支援については、支援時間の長短に応じて評価をしたらどうか。
- 支援時間の長短ということで、これは子どもやその御家族のありよう、状態像によって違うと思う。例えば低年齢になればなるほど長時間の訓練はあり得ないわけで、支援もあり得ない。それはテーマによっては短くてもよいし、また、発達のプロセスの中のある時期は細切れで小さくステップを踏みながらという場合もある。一概に短いか長いかみたいな話で切ってしまうということは考えなければならないと思う。

## (2) 放課後等デイサービスの役割・機能について

### <第3回意見>

- 役割・支援内容等について、年齢、障害の特性、支援の目的（障害児の発達支援か保護者の就労保障か）という切り口で整理が必要ではないか。
- 学習塾やスポーツクラブタイプの事業所は、本来であればインクルーシブに地域で対応していくべきではないか。
- 現実には混然一体でよりファジーな状態。この制度が親の就労支援なのか子どもの発達支援なのか。理想的には両方だが、事業の目的と現実との乖離が起きて混乱しているのが現状。ここで一度、あるべき姿論を議論し、そこから外れたものについては、また別途改めて考えとしないか先に進まないのではないか。
- 議論に当たり、一本筋を通すのに子どもの権利条約に照らして改めて見直す必要がある。子どもが、尊厳・内在的な価値・自己肯定感を高めてもらうところを含めて、その子らしさを発揮することを前提に置くところが必要ではないか。
- ガイドラインの内容を浸透させるには、ガイドラインを簡素化したものやチェック項目の作成、定期的な研修受講に対する報酬による評価がいるのではないか。また、地域の障害児支援の中核的な役割が期待されている、児童発達支援センターが地域の事業所の研修を担ってもらってはどうか。
- ガイドラインの役割を果たすために、事業所の指定時や更新時に事業所側から具体的な実施計画を示してもらい仕組み作りが考えられる。
- 子ども期の後半の支援についてどういう発達保障が必要なのかという観点に立った

ガイドラインを、しっかりと作り直すべきではないか。そのような基準がないので、いろいろな問題が起きていると思われる。

- 就学期以降は、不安や葛藤が高まる時期なので、放課後デイの活動を通して、親以外の人に褒めてもらったり、達成感を持ったり、仲間がいたり、どうしても孤立しがちになる時期に孤立を防いだり、自尊心を育んだり、自己肯定感を育み、大人につなげていくことが重要。
- 障害児についてはセルフプラン率が高いことは課題だと考える。需要と供給のバランスの中でやや供給過多とも言える地域は、やはり事業所の中での利用者確保が先に立つ傾向があると思われる。
- 中卒で進学しなかった17歳までの取扱いをどうするかという問題がある。
- 事業所の支援内容等を評価するに当たり、相談支援や行政、家族も入れたチームで事業所を評価していくことも考えられる。
- 小学生と中高生は区分した上で、事業所の指定で放課後児童クラブと放課後等デイサービスの共生型を展開してはどうか。
- 移行支援については、放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携等を図り、併行通所を進めるような事業をつくり、移行した場合には報酬が出るような仕組みにして行くことで、インクルージョンそのものが進む可能性もあるのではないかと考える。
- 移行支援のところだけソーシャルワークが入り整理していくのではなく、その後の学校等と連携も含めてソーシャルワーク的な関わりが大変重要かと思う。
- 学校側としっかり連携を取っていけるような仕組みをつくる必要がある。

#### <第5回意見>

- 放課後等デイサービスの評価等は、これは理想的には地域の障害児支援の中核である児童発達支援センターを中心として、例えば今の自立支援協議会などと連動し、児童発達支援センターが核となって行っていくことが想定されると思うが、それが年齢的な違いもあり難しいということであれば、放課後等デイサービスについてはかなり抜本的な制度の見直しが必要と考えており、イメージで言いますと、放課後等デイサービスについても事業型とセンター型に分類してもよいのではないかと考える。
- 放課後等デイサービスのセンター型については児童発達支援センターと一体運営のような形で運営をしてもよいのではと思う。
- 放課後等デイサービスに一般の子どもたちも来て、地域資源がいっぱいになっていくというか、そういう太らせていくという共生型の役割は大きいのではないかなと思う。
- 年齢の問題は、一例として小学生型と中高生型に分類するということも視野に入れるべきと考える。その上で、インクルージョンの観点からは、少なくとも小学生年齢については放課後等デイサービスと放課後児童クラブ、この2つを共生型として位置づけるべきというのではどうか。
- もう少し子どものニーズに沿ったガイドラインが必要なのではないかと考える。この時期は自尊心の低下が起きやすいので、放課後等デイサービスとしてそこに着目した支援が必要なかなと思う。
- 年齢相応にということが1つあると思っており、体験・経験を積むということができる支援というのは極めて重要と考える。
- 学校においては自立活動というのは、「個々の幼児、児童、生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う」といったことが目的として挙げられていて、6つの区分と27個の項目によって構成されている。

特に特別支援学校においては、障害のある子どもたちに対して、その6つの区分に基づいた様々な教育的な支援が展開されている。そうしたところも念頭に置きながら、

放課後等デイサービスのガイドラインということも検討していくことが必要なのではないか。

- 学童期、特に前期辺りまでは親との連携、ある意味では様々な共有、共感、共通認識というものが必要な時期に、それが放課後等デイサービスの活動の中でどこまで徹底されているのか。そうした意味での親支援を放課後等デイサービスでもしっかりやるべきだと思う。
- 年代に応じた提供をすべき支援内容等について、具体的にガイドラインで示す必要はあると思う。支援内容としては、例えば小学校低学年、高学年時には集団療育を主とした支援、中学時には集団療育と個別療育を包括した支援、高校時には児童の進路に応じた個別支援を主とした支援を提供するなど考えられるかと思う。
- 昼間学校教育の中では学年とか障害種別等で分けられているお子さんが、地域という単位の中で異年齢と関わりができることの大切さというものが大変重要だと痛感した覚えがある。
- 放課後に学校までバス、車で迎えに行き、事業所まで連れて行って、事業所から自宅までという送迎つきというのは、それはまさに今のコロナのバブル方式みたいなもので、彼らが地域の中で生きる、生活するということがどこまでできているのかということになると、インクルーシブなど言われている時代に、むしろ彼らを囲い込んでいか、あるいはセグリゲーション的な扱いになっているのではと懸念がある。
- 時間の長短に関しては、放課後等デイサービスで学校休業日と普段の放課後とあるように、ある程度大枠では必要ではないかと思う。ただ、短いということに対してどのように考えていくかは、低年齢の子や、この子にはこういう支援が必要など、それはもう少し議論していく必要があるのではないか。

### (3) 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能について<第5回意見>

- 思春期は子ども達の困り感と同時に家族の困り感が非常に高くなってくる時期なので、いろんな機関で子どもを支えるということ、関係機関の連携がガイドラインのほうには必要だと思う。
- 相談支援のプロセスにおけるサービス担当者会議に児童発達支援センターや放課後等デイサービスも含めてきちっと集まれる仕組み。それはアセスメントを共有化していくということが非常に重要だと思っている。
- 例えばサービスの利用計画や個別の指導計画、個別の教育支援計画を一元管理できるような在り方というところ。自治体によってはつくっているところもあるが、大半のところはそれがなかなか出来ない等の現状があるので、厚労省側から文科省への働きかけなど、そうした枠組みを超えてのもう少し大きなところからのその体制づくりということをぜひ考えてほしい。
- 支援の必要性に着目した指標を導入については、ずっと積み残しになっている障害児の障害支援区分の話も含めて、そこまでたどり着くのが難しいのは承知しているが、少なくともそれに相当する考え方については、もし報酬上の評価まで踏み込むのであれば、考える必要があると思う。
- 今、グループホームの日中サービス支援型は、自立支援協議会への年1回以上の報告が事業所の指定要件になっているが、このような形が少し応用できるのではないかと考えている。
- 評価の部分は、例えば各事業所単位で運営協議会とか推進委員会とか、地域の方たちにも参画していただく委員会のようなものを組織して、そうしたものとの連携の中で事業所評価を行うという手法もあるのではないか。
- 事業所の評価を第三者的な目や利用者目も入れるべきと思う。

#### (4) 放課後等デイサービスの対象範囲の拡大について<第4回意見>

- 中卒で社会人になるほうがよいと考えた御家族が、高校進学という選択ではなく、者みなしで成人サービスに移るという想定の場合は、放課後等デイサービスではなく、生活介護や就労継続 B の利用も考えられる。他方、例えば地域の中学校の支援学級に在籍中に不登校状態になっていて、そのお子さんが支援学校の高等部を選ばないという選択をした場合のフォローアップが十分でないケースは多々見られる。この場合、中学校時代に特段の障害福祉サービスを利用していないと、そもそも障害福祉のサービスにつながっていない。すなわち相談支援にもつながっていない。この状態のまま中卒で地域に放り出されてしまうという状況が散見される。また、高校で不登校になり途中で退学という状況になった結果、中卒と同じように地域に放り出されている方々がいる。

後者の児童の場合は、支援学校の高等部、あるいは高等学校や専修学校等に通うことができなかった児童についての支援の枠組みとして、**障害児通所での支援**というのは、**選択肢として用意されていることが重要**ではないかと考える。その際、人数ベースが非常に少ないことは事実のため、地域全体の支援としての児童発達支援センターが役割を担うというのも一つの考えではないか。

- **どこにも通えない子ども**をどうするかということも一つ大きい課題としてある。
- 学校の中でなかなか適応できなかつたり、いじめがあったり、また、精神疾患の診断がつく子どもたち、二次的な精神疾患がつく可能性のある子どもたちに対する回復の場、社会につなげる場として、**思春期の支援**としても**放課後等デイサービス**の役割は大きいと思う。
- 放課後等デイサービスというのは学校以外の場面の発達について保障していくという意味もある。福祉としての受け入れとして、学校に通っていない時間のサポートという意味で、これは**専修学校だけではなく、その他にも広げて考えていくべき話**と思う。
- 専修学校でも発達障害の児童を積極的に受け入れている学校も全国的にあると聞いている。そのようなところに通っている障害のある児童で、もし放課後デイを希望されるのであれば、**個別の必要性や客観的評価、もしくは医師の判断**などがあつた上で、**市町村が認めるのであれば、支給決定を行ってもよいのでは**と思う。
- **児童発達支援センターの中核の機能**の中で、地域の児童の全体の状況を把握する仕組みがどのようにつくられるかが大切で、その中にこうした少数の子どもたちのニーズもきちんと顕在化させる必要がある。
- **設備面的に児童発達支援センターは幼児用**に設備が整えられている状況がある。環境面としては放課後等デイサービスのほうが適応性が高いと思う。
- 基本的には**幼児を対象にやっている児童発達支援センターが受け入れるのは現実的でない**のではないかと。今の枠組みでいけば放課後等デイサービスの方が良いと思う。
- **同世代の中での交流や勉強**を考慮すると、放課後等デイサービスが受け入れることができればと思う。
- 少数ではあるが個別のニーズに着目するということは、相談支援との関わりが大変重要だと思う。支給決定は市町村が行うが、**相談支援が評価をし、そして必要性を判断して、市町村と協議の上で決めていくというプロセス**は必要なのではないか。
- 専修学校にも色々な学校があると思う。この子にとって**放課後デイサービスが必要だ**というのは、**個々の状況によって違う**と思う。そこで何らかの客観的でトータルな判断が必要ではないか。
- 相談支援の中では御本人の意思というものが重要になると思うし、さらには、お子さんの状態、生活全般を見渡したときの状態がどのようになっているのかを**個別にアセスメント**することでニーズが明確になると考える。
- **支援の必要性を判断する、アセスメントの指標なり仕組みなりが機能するものを創**



設する必要があると感じる。

- 放課後等デイサービスを利用している子どもは、学校教育現場でいわゆる自立活動というものの、授業を受けている状況になっている。そこは、ある意味放課後等デイサービスに引き継いでいくべきもので、専修学校等に拡大していくのであれば、そうした自立内容的なものをしっかりと考えていかなければいけない。専修学校との整合性をどう取るかというところが非常に大事になると思う。

### 3. インクルージョンの推進について

- インクルージョンの推進に関する地域の中核機関・連携体制として、児童発達支援センターが地域の中核機関として、保育所等訪問支援を軸に地域全体の一般施策側の後方支援を進め、児童発達支援・放課後等デイサービスの個々の事業所においては、自事業所に通所する個々の障害児について希望を踏まえながら併行通園等の実現を支援していくという方向性の御意見が出された。
- 併行通園等の実現に向けては、関係者に保育所等訪問支援等の制度理解を得るなど市町村に期待される役割も大きく、そうした市町村との連携を含め、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてインクルージョンを推進するための具体的なプロセスについて整理・提示していく必要がある旨の御意見が出された。
- また、そうしたインクルージョン推進のための具体的なプロセスに対し、適切に評価していくことの必要性について御意見が出された。
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターが地域の中核機関として果たす重要な役割として位置付けつつ、タイムスタディ等の実態把握も踏まえ、改めて適切な評価の在り方等を検討する必要性について御意見が出された。等

- センター機能としてインクルージョンに向けた支援の旗振り役を役割として明確にするべきではないか。【再掲】
- 移行支援については、放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携等を図り、併行通所を進めるような事業をつくり、移行した場合には報酬が出るような仕組みにして行くことで、インクルージョンそのものが進む可能性もあるのではないか。【再掲】
- 児童発達支援センターは地域における中核機関のため、基幹相談支援の児童版や市町村の委託相談の児童版を受託した上で、機関支援型（施設巡回支援）の保育所等訪問支援がセンターの役割。子どもの個別対応はセンターも行うが、児童発達支援事業や放課後等デイサービスでも対応するという役割分担が考えられる。
- 放課後等デイサービスの職員が学校に行くようなことが出来れば学習においても、人間関係においても励ましていくことで、通学を続けていける子どもがいるが、そこが整っていないので、やはり心配で特別支援学級や特別支援学校を選択する現状がある。

- 全国的に幾つかの先駆的事業があるのは事実。しかし、それが地域の中で般化できているかという問題がある。その辺りを**地域、面として捉え、マネジメントをする機関、システムをどう構築していくか**というのが重要。
- **機関支援型**の保育所等訪問支援のAタイプ、**個別支援型**のBタイプというもう一つ類型を作ってもよいと考える。
- 児童発達支援センターとその他の障害児通所支援事業所が行う保育所等訪問支援については、お互いに**情報共有・交換**し合う中で実施することが重要と考える。
- 保育所等訪問支援を行う際の事前調整には2つの段階があり、**制度全体を理解してもらうための全体の事前調整は行政の役割、個別の調整については相談支援や児童発達支援管理責任者が進めるのがよい**と思う。
- **インクルージョンを進めていくための具体的な制度、手順をつくっていく必要がある**。
- 教育との連携では**現場の観察の方法**が必要で、マニュアルにする必要がある。移動や集団生活の様子、介助の量など様々な要素がある。それらを今後研究していく必要がある。
- **保育所等訪問支援のタイムスタディ**を実施して、子ども一人当たりにかかる時間や調整にかかる時間などを把握したうえで、児童発達支援・放課後等デイサービスにかかる時間と単価を比較した上で、保育所等訪問支援事業の単価を決めていかなければいけないと考える。
- **保育所等訪問支援事業の実態把握**は「人材育成、保育所等訪問支援を受けた特に就学前の児童がどのような教育の道を選んだか、グッドプラクティスとそれが園内でどう般化されているのか、保護者の保育所等訪問を申請に至ったプロセスとその過程における心理的葛藤、地域別、うまく行っていない事例、途中で中断した事例」等について考えられる。
- 放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの**一体運営、子どもの共生型の在り方**について検討が必要。
- 医療的ケア児、重症児を含めて、かつてお母さんは自分のことは脇に置いて子どもに全てをかけていた。しかし、現在は子どもへの想いは変わらないが自分の生活、人生もあるし、**働く事情の方も増えており、御家族の意識が変化**してきているという現状がある。
- インクルージョンという視点だけではなく、子どもの**多様性を認めていく、個性を認めていく**、その辺りもとても大事だと思う。

#### 4. 障害児通所支援の支給決定の在り方について

- 現状の支給決定が、障害児の状態像・発達支援の必要性等に応じた支給量の決定になっていない点について課題認識が共有された上で、現行の5領域11項目の調査について、子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点でより適切に障害児の発達支援の必要性・領域等を把握しうる指標に見直していく必要性について御意見が出された。
- 子どもの生活全体を捉えた適切な支給決定を行う上での児童発達支援センター・相談支援事業所の関与の重要性に関する御意見が出された。
- 支給決定の判断について、障害児の状態像・発達支援の必要性等に強く着目するあまり、親の就労を阻害することのないよう全体のバランスを見る必要がある旨の御意見が出された。

等

- 子どもの障害者支援区分が必要。子どものサービスがこれだけ経費が増えた以上、一定程度の客観的指標は不可欠ではないか。
- 支給決定は最終的には市町村が行うものなので、支給決定をするスキルを身につけていくべきで、そのためのマニュアルが必要。
- 指標の見直しについては、子ども達の育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ辺りの視点を中心として重視することが大切だと思う。
- 放課後等デイサービスを利用したいということで意見書を書いた場合、その後そのおさんがどうなったかわからなく、それで最初で最後になってしまうという現状がある。そこを指標などを作りフィードバックしてもらいなど、やりとりが出来る仕組みを作る必要がある。また、事業所が第三者評価等を一緒に公表することで、オープンで情報が提供されることも必要と感じる。
- 給付の問題は、抑制というよりも関係者が納得感のあるものをどうつくるかという話だと思う。
- サービスを实际利用するという部分とは別に、子どもの生活全体を見てどのように考えていくのかということは大変なポイントだと思う。
- セルフプラン作成支援を給付化してはどうか。セルフプランの作成支援を、相談支援専門員が関与することが出来ればと思う。
- 障害児の状態等に応じて支給量を定めているとは限らないということが課題で、上限23日の利用の方についてだけでなく、下限の方もご本人の状態ではないほかの理由で限定的な利用になっている可能性があるのではないか。
- 保護者の単なる預かりという意識から、真に必要な療育支援サービスを受けるための給付決定になるよう適切なサービスを判断するには、相談支援専門員のサービス等利用計画が重要な役割を果たす。セルフプランの給付決定を避けることが、結果的には障害児への適切な支援に繋がると思う。
- 地域に児童発達支援センターや相談支援事業所が地域にない場合は、通所しない事業所の児童発達支援管理責任者が第三者的視点で判断することもやむを得ないと考える。
- 支給決定は新規だけでなく、継続利用の場合も計画作成等が必要。児童期は、成長・発達の大きな変化がある時期のため、より丁寧なモニタリングが必要。

現状のほぼ半年に1回のモニタリング頻度ではなく、もう少し丁寧なモニタリングが実行可能な制度設計することが重要と思う。

- **発達支援と就労支援**というところはどちらも大事なことはあるが、現状は混在している。この現状は修正するだけで済むのか、根本的にその問題をセパレートしてそれぞれより適切な仕組みにしていくのか、しっかりと議論する必要がある。
- 1歳半、2歳など子育てで困っていて、**育児不安**を抱えるお母さんを温かく支えていく仕組みや**気づきの段階**の親御さんを、どう支えていくのかという視点もとても大切。どのような進路の選択をしても、子ども時代はしっかり手厚くしてあげるのが基本大事だと思う。
- 支給決定の問題は、全体のバランスや社会のありようなども踏まえて考える必要がある。**障害のある子どもたちの保護者がこれまで就労が難しかったのが、近年急速に就労出来るようになってきた。**障害のある子ども達を育てていても、親御さん達が自己実現を図っていくためにも大切なこと。

支給決定の道筋を療育の必要性、子どもの困り感等に着目し基準を定めることで、放課後等デイサービスを利用できなくなる可能性もある。他の事業で受け止めることが出来ない状況では、**親御さんの就労も阻害してしまうこともあるので、全体を考えながらやらなければならない。**